

検査用機械器具

施設名：

登録検査業務		検査実施の有無	必要な機器	設置状況	代表する検査用機械器具の名称
微生物学的検査	細菌培養同定検査		ふ卵器		
	薬剤感受性検査		顕微鏡		
			高圧蒸気滅菌器		
免疫学的検査	免疫血液学検査		恒温槽		
	免疫血清学検査		自動免疫測定装置又はマイクロプレート用ウォッシャー及びマイクロプレート用リーダー		
血液学的検査	血球算定		自動血球計数器		
	血液細胞形態検査		顕微鏡		
	血栓・止血関連検査		血液凝固検査装置		
	細胞性免疫検査		フローサイトメーター		
病理学的検査	病理組織検査		顕微鏡		
			ミクロトーム		
	免疫組織化学検査		パラフィン溶融器		
			パラフィン伸展器		
	細胞検査		顕微鏡		
分子病理学的検査	蛍光顕微鏡				
生化学的検査	生化学検査		天びん		
	免疫化学検査		純水製造器		
			自動分析装置又は分光光度計		
	血中薬物濃度検査		分析装置又は分光光度計		
尿・糞便等一般検査	尿・糞便等検査 寄生虫検査		顕微鏡		
遺伝子関連・染色体検査	病原体核酸検査		核酸増幅装置		
	体細胞遺伝子検査		核酸増幅産物検出装置		
	生殖細胞系列遺伝子検査		高速冷却遠心器		
	染色体検査		CO ₂ インキュベーター		
クリーンベンチ					
写真撮影装置又は画像解析装置					
血清分離のみ			電気冷蔵庫		
			電気冷凍庫		
			遠心器		

※検査用機械器具は、代替する機能を有する他の検査用機械器具をもってこれに代えることができる。

※二以上の内容の異なる検査をする衛生検査所にあつては、検査用機械器具を兼用のものとする事ができる。

ただし、微生物学的検査をするために必要な検査用機械器具は、専用のものでなければならない。